

- 新年のごあいさつ 理事長/尾崎 英俊  
 (別紙) ●国保問題特別検討委員会からのお知らせ
- 知って安心!!平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります
- 平成19年度保健事業 第3弾 “中伊豆 河津七滝ハイキングと大滝温泉「天城荘」の名物猪鍋”

## 新年のごあいさつ



神奈川県薬剤師国民健康保険組合  
 理事長 尾崎 英俊

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様にはさわやかな新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、これまで本誌でもたびたびお知らせしてまいりましたが、いよいよ今年4月から後期高齢者医療制度と医療保険者に対する特定健診及び保健指導の義務化がスタートします。

どちらも本組合は勿論、他の医療保険者にもその運営に大きく影響する重要な制度改革であります。

先ず、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の方は各都道府県の広域連合に移行していただくことになり、高齢者の加入率の高い本組合では、平成20年度中には対象となる約430名の方が本組合の被保険者資格を喪失することになります。

更に、その方が組合員の場合は75歳未満のご家族や従業員の方も本組合の被保険者資格を喪失することになります。

その救済措置として国保法の改正により、希望する方は被保険者でない「組合員」として組合に残っていただくことが可能になりました。

私は、その場合の諸条件について、昨年8月11日に国保問題特別検討委員会に諮問し、同年11月27日に山本哲朗委員長から(別紙)のとおり「答申」がありましたので参考までにお知らせします。

また、「組合員」として組合に残った場合のメリットと後期高齢者医療制度の概要を事務局が次ページにまとめましたので対象となる方は勿論、それ以外の方も同制度が薬剤師国保にどう係わってくるのか、ご一読いただきたいと思ひます。

いずれにしろ、今回の医療制度改革の趣旨をご理解いただくと共に薬剤師国保の健全な運営のためにも対象者全員の方に「組合員資格を継続」していただき、加入者数並びに被保険者数を確保したいと切望する次第です。

なお、40歳以上の被保険者を対象にした特定健診及び保健指導につきましては、厚労省の指針に基づき特定健診等実施計画書を作成し、初年度の目標値である特定健診15%、保健指導5%を達成するために従来の契約健診機関に加え身近な医療機関でも受診ができるように健保連を代表保険者とする神奈川県保険者協議会において、神奈川県医師会等と集合契約をすすめるなど4月の実施に向けた体制等の整備を行っているところです。

詳細については、次号でお知らせいたします。

最後になりましたが、組合員並びにご家族の皆様のご健勝を祈願して新年のご挨拶とさせていただきます。



知って  
安心!!

## 平成20年4月から75歳以上の方の医療制度『後期高齢者医療制度』が始まります!

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の方及び65歳以上で老人保健制度において障害認定を受けている方は、医療保険が『薬剤師国保』から『後期高齢者医療制度』に切り替わり、新しい保険証で医療を受けることになります。

### 『組合員資格』の継続とは…?

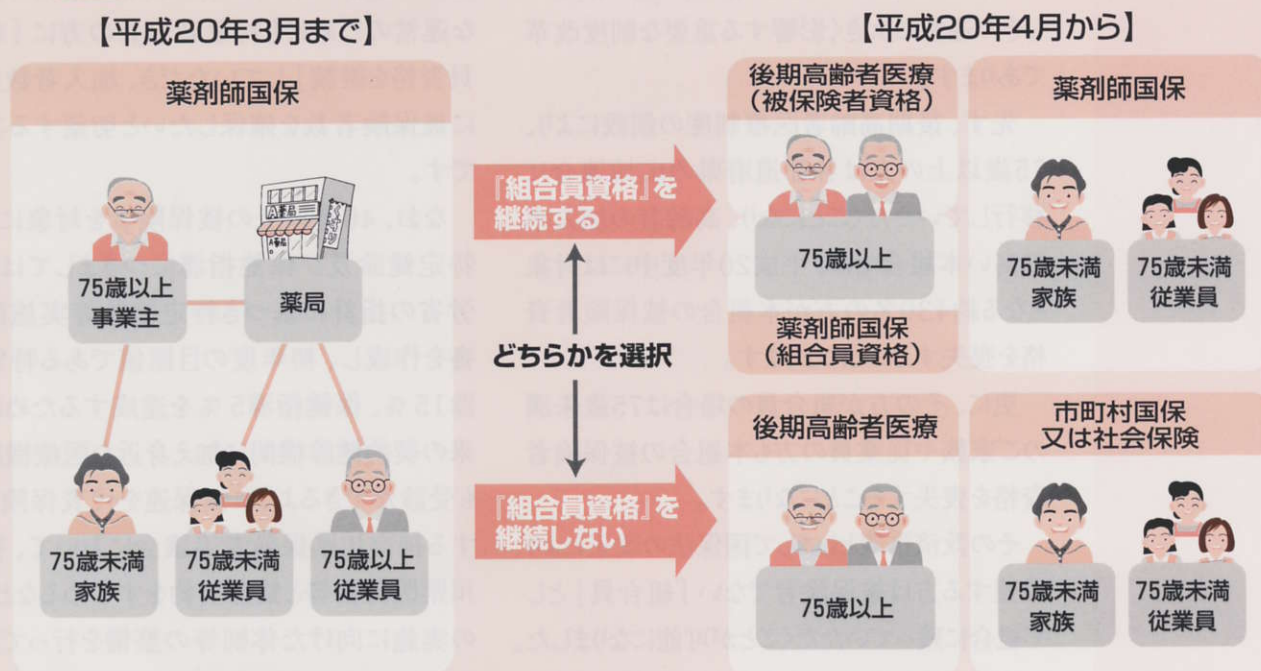
国民健康保険組合は全国に165組合ありますが、政府管掌健康保険や企業の健康保険組合などの社会保険(いわゆる「サラリーマン」の健康保険)よりも、75歳以上の方が大勢加入しています。この度の新制度創設により、75歳以上の組合員が脱退するとそれに伴い、75歳未満の家族や従業員も組合を脱退することになります。

そのため国は、国保組合の組合員が後期高齢者医療制度に移行しても、組合員資格を継続できるように法律の改正を行いました。それにより、75歳以上の方が『※組合員資格』を継続すると、75歳未満の家族や従業員は組合に残ることができるようになりました。

※『組合員資格』:医療は受けられませんが、組合が実施するレクリエーション等の保健事業のみ参加できる資格です。

### 75歳以上の組合員の方へ 75歳未満の家族や従業員を組合に残すには…?

**重要!** 薬剤師国保の『組合員資格』を継続して下さい!



**重要!** ※『組合員資格』を継続しても、しなくても、75歳以上の方の医療保険は全員、後期高齢者医療制度に移行します。保険証は後期高齢者医療広域連合から新たに交付され、薬剤師国保の保険証は使用できなくなります。